

令和元年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会〔総括質疑〕 開催状況

開催年月日 令和元年10月2日
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 幌延深地層研究計画の協定見直し等について (一) これまでの道の対応について (真下委員) 次に、幌延深地層研究計画の協定見直し等についてです。道は、三者協定に基づいて毎年度、事業成果などの報告を受けてきただけで、20年程度で研究終了するために、いつの段階で、どのように終了させるのか、原子力研究開発機構に確認してこなかったという由々しき事態が分科会で明らかになりました。知事は、これまでの深地層研究計画の終了に向けた道の取り組みをどう認識されているのでしょうか。</p> <p>【再質問】 (真下委員) 適切に対応してきたのに、どうして当初計画の20年で研究が終了しないのでしょうか。なぜか、お示しください。</p> <p>(真下委員) 対応が適切だったと言ったのに20年で終わらないのはなぜかと聞いたのに、答えられないということですね。知事においても答えられないということです。</p> <p>(二) 研究の更なる再延長の可能性について (真下委員) 核燃サイクルが国の計画に位置付けられています。研究終了の基準が不明確なままでは、機構が「研究がまだ必要だ」と主張すれば、三者協定に基づく事前協議をすればですね、事実上半永久的に研究が続けられることになるではありませんか。その可能性はないと、知事は言いきれますか。</p> <p>(真下委員) 協議をすればエンドレスに研究を続けられるということですよ。</p> <p>(三) 確認会議における確認事項について (真下委員) それでは、地下500メートルまでの掘削についても、今後確認会議の場において、幌延における研究がどこまで到達したときに研究を終了するのか、これ、明確に機構に確認できますか。</p>	<p>(知事) 幌延深地層研究計画についてであります。道では、道と幌延町及び原子力機構が、深地層の研究を計画に沿って推進するために締結いたしました三者協定に基づき、機構から年度ごとの事業成果などの報告を受けてきたところであります。これまでも、こうした報告や現地の研究施設の視察などを通じ、期間を概ね20年程度とする研究が、計画に沿って進められていることを確認してきており、三者協定遵守の観点から、適切に対応してきたものと認識しております。</p> <p>(知事) 幌延深地層研究計画についてでございますが、平成13年に研究が開始をされました「深地層研究計画」では、研究期間は概ね20年程度とされていたところでございます。その申し入れにつきましては、今後確認会議において、その延長の理由についてもしっかりと精査をしてまいります。</p> <p>(知事) 研究計画の延長についてであります。三者協定では、計画の内容を変更する場合には、事前に道と幌延町と協議するものとしており、また、三者協定に係る確認書では、協議が整うまでの間、計画の変更は行わないこととしております。道といたしましては、確認会議を通じて、この度の申し入れの内容を精査するとともに、今後とも、三者協定の遵守を前提に対応してまいります。</p> <p>(知事) 研究の終了についてでございますけれども、道といたしましては、掘削深度の考え方や研究の終了などについて、確認会議の場で、原子力機構に説明を求めるとともに、専門有識者などの助言をいただきながら、この度の申し入れ内容についてしっかりと確認してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 研究終了について (真下委員)</p> <p>研究終了には非常に難しい課題があります。幌延町と周辺6町村への原発マネーは、電源立地地域対策交付金累計50億円、さらに幌延町には毎年度給付金事業で1,300万円が給付されておりました、これに代わるだけの産業支援も地域振興もありません。これでは、研究終了を受け入れられる地元理解ですね。地域理解というのは得られないのではないのでしょうか。</p> <p>研究が終了しなければ、同時に、高レベル放射性廃棄物の持ち込みへの不安は払しょくされず、道民からの批判は免れません。これは本当に難しいところだと思うのです。機構は私共の聞き取りに対して「研究に終わりはない」とこう明言しています。道が、研究を終了させる時期を明確に、具体的に明らかにさせ、約束を守らせることがどうしても必要であるわけです。ただそれをやってこなかったわけですよ。研究の終了期限の明示を機構に求める意思が知事には本当にあるのかどうか、はっきりとご答弁願いたいと思います。</p>	<p>(知事)</p> <p>研究期間などについてであります。電源立地地域対策交付金は、地域の振興に向け、これを効果的に活用していく必要がありますが、道といたしましては、今後とも、産業支援機関などと連携を図り、地域における産業の活性化に努めてまいる考えであります。また、この度、申し入れのありました研究の延長に関しましては、道民の皆様の間、疑問や懸念があると認識しております。</p> <p>道といたしましては、こうした疑問や懸念を解消するためには、将来、最終処分場としないことや研究終了後は埋め戻すなどを定めた三者協定の遵守が重要と考えており、確認会議を通じて、研究の期間など申し入れの内容について機構に説明を求めるとともに、協定の遵守の観点から、しっかりと精査をさせていただきます。</p>